

# 教育現場で若年介護調査

## 厚労省、全国の実態把握へ

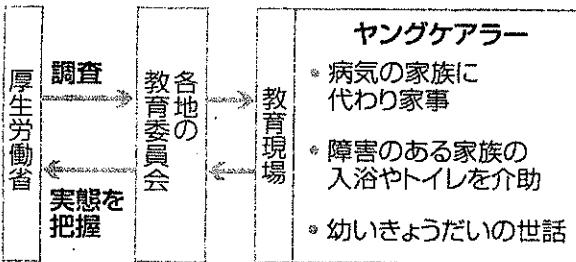
厚生労働省は四日、病気や障害などのある家族の介護をする十八歳未満の子ども「ヤングケアラー」に関する、全国の教育現場を対象

にした初の実態調査を十二月にも始める方針を固め

た。学業や進路に影響する例があり、厚労省は教育委員会を通じて広く現状を把握し、相談しやすい環境や負担軽減といった支援策を検討したい考え。来年三月ごろ調査結果をまとめ、これまで、全国のヤング

ケアラーの人数や実態に関する公的データはない。日本ケアラー連盟によると、

- ヤングケアラー
- ・病気の家族に代わり家事
- ・障害のある家族の入浴やトイレを介助
- ・幼いきょうだいの世話



日本ケアラー連盟によると、慢性的な病気や障害のある親、高齢の祖父母、幼いきょうだいなどの世話をする18歳未満の子どもを指す。厚生労働省も同様の定義で調査してきた。

2016年に大阪歯科大の浜島淑恵准教授（社会福祉学）らが大阪府の公立高校の生徒を調べると約20人に1人が該当した。世話の負担が大きいと学校を休みがちになつたり、進路選択に影響を及ぼしたりする。埼玉県や福岡県が独自に状況把握に着手している。

埼玉県では二月、家族を介護する人全般を支援する「ケアラー支援条例」が全国で初めて施行された。七月からは県内の全高校を対象に調査を始めるなど、自治体の取り組みが先行している。

厚労省は十八、十九両年

度に調査を実施しているが、その時は、虐待被害などで保護が必要な子どもを支援する各地の協議会が対象だった。同省は、表面化した公的データではない。日本ケアラー連盟によると、ヤングケアラーは病気の親に代わり家事をしたり、障害のある家族の介助をしたりするほか、幼いきょうだいの世話などをしている。

一〇一七年の総務省の就業構造基本調査では十五、二十九歳で介護を担う人は約二十一万人だった。厚労省は厚労省と文部科学省が調整中。都道府県や市町村の教育委員会に調査票を配り、所管する学校にヤングケアラーと思われる生徒がいるのかや、どういった支援をしているのかを尋ねる方向だ。対応が先行しおよび判断した。詳しい調査方法は厚労省と文部科学

省が調整中。都道府県や市町村の教育委員会に調査票を配り、所管する学校にヤングケアラーと思われる生徒がいるのかや、どういった支援をしているのかを尋ねる方向だ。対応が先行しおよび判断した。詳しい調査方法は厚労省と文部科学